

コンビニ等での市税に関する証明の交付 (コンビニ交付サービス)

全国のコンビニ等のマルチコピー機(キオスク端末)から一部税証明書の取得が可能です。
交付手数料は1通250円です。窓口、郵送請求よりも手数料が50円安くなります。

取得できる証明書

令和7年度および令和6年度所得証明書(個人市県民税の課税・非課税証明書)

令和7年度および令和6年度納税証明書(個人市県民税分)

※市税にかかる徴収金に滞納のないことの証明書等、その他税証明はコンビニ交付対象外です。

※調整控除など税額控除の記載が必要な場合は、コンビニ交付の証明書は使用できません。

【記載が必要な例】就学援助・奨学金・高等学校等就学支援金など。

利用できる方

●以下の条件を全て満たす方

・発行日現在、福岡市に住民登録がある方

・マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている方(数字4桁の暗証番号の入力が必要です。)

・1月1日(令和7年度の証明書を必要とする場合は令和7年1月1日)現在で福岡市に住民登録があり、税の申告等の手続き(確定申告や個人市県民税の申告または勤務先や年金支払者からの福岡市への支払報告書(源泉徴収票)の提出)が終了している方

※マイナンバー通知カードや住基カードは使用できません。

※取得できる税証明書はマイナンバーカード(個人番号カード)の所有者のもののみです。家族の証明書を取得することはできません。

※転出の届出(福岡市内から市外へ住所を移す届出)をすると、転出(予定)日より前であっても、コンビニ交付サービスを利用することができません。

※氏名や住所が規定の文字数を超え文字切ってしまう場合や、外字(文字入力ソフトに登録されていない文字)が含まれている場合は発行できません。

その他、利用または発行が出来ない場合については、市ホームページをご確認ください。

利用できる店舗

●マルチコピー機が設置されている全国のコンビニ等で利用できます。

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ、イオン九州、各区役所1階、千早証明サービスコーナ1階

●取扱時間

午前6時30分～午後11時00分(施設営業時間内に限る。)

※年末年始(12月29日～1月3日)およびシステムメンテナンス日は利用できません。

手続きについて、詳しくはこちらからご覧ください

福岡市 税証明コンビニ交付

検索

